

誓約書

私は、「北九州空港周遊クーポン（以下「クーポン券」という。）加盟店登録申請書」の「店舗情報」に記載しているすべての店舗が、以下の事項について同意していることを固く誓います。

記

【誓約事項】

1. クーポン券加盟店の「加盟店の参加資格および条件」を有しております。
2. 自らの店舗における飲食サービスの提供の対価として受領した使用済クーポン券についてのみ、換金の請求を行い、飲食サービス以外の提供の対価としてクーポン券の受領及び換金の請求はいたしません。
3. クーポン券の再販・再流通やクーポン券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
4. 店舗・事業者の代表者本人及びその家族、役員、従業員（パート、アルバイト等も含む。）などの関係者による自店舗での利用はいたしません。
5. クーポン券を紛失・毀損した場合は、すべて自己責任とします。
6. クーポン券の利用期間中は加盟店として事業に参加し、真に止む得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
7. 利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
8. クーポン券の取扱いに対して北九州空港利用促進連絡会からの改善要請等があった場合には、それに従います。
9. 店舗名・所在地・電話番号・ジャンルの専用ホームページで公表することに同意します。
10. 北九州空港利用促進連絡会から依頼があった場合は、アンケートに回答します。
11. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に定めるものをいう。以下同じ。）又は暴力団（同法同条第2号に定めるものをいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと、及び法人その他の団体であって、その役員が暴力団員ではありません。
12. 前条に該当することが判明した場合は、加盟店の登録が取り消されること、換金額に相当する違約金等の納付を行うことについて同意します。
13. 北九州空港利用促進連絡会がクーポン券の使用状況の確認のため必要と認める場合は、各事業者の代表者の生年月日、性別等の個人情報や従業員名簿、給与支払台帳、売上帳簿などを提供し、本事業の適正な執行を行う限りにおいて、北九州空港利用促進連絡会が関係機関等に提供や照会を行うことについて同意します。
14. 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく要請をはじめ、同法に基づかないものであっても国や福岡県、北九州市から要請があった場合にはそれに従います。

以上